

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができます。

しかし、平成28年熊本地震の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、

●法人が清算中である場合 又は

●法人が支払不能である場合

を除き、平成30年4月13日（金）までの間、裁判所による破産手続開始の決定はされません。

④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

熊本県に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間（平成28年4月14日以後に満了するもの）が平成28年12月28日（水）まで延長されます。

●相続の承認又は放棄の手続やこの措置の対象となる方々の範囲等の詳細については、下記HPをご参照ください。



法務省ホームページ

「平成28年熊本地震の発生時（平成28年4月14日）に熊本県に住所を有していた相続人の方々へ」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00186.html

●相続問題等について、解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報についてのご案内は、下記へお問合せください。

震災

おなやみレスキュー

法テラスダイヤル

0120-078309

(通話料無料)

※受付時間 平 日：9:00～21:00

土曜日：9:00～17:00（日祝日休）



① 首相官邸ホームページ

「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto_hisai.html



② ツイッター

「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」

@kantei_hisai